

ZENCOLO

ゼンコロ



「歴史と伝統の街」 ウィーン市庁舎

(撮影: 山形県コロニー協会 渡辺博樹)

綱 領

現代社会には、身体的又は精神的な障害を持つ人々が相当数存在し生活している。

私たちは戦後の混乱のなかから、自らが生き、働く場をつくる事業と運動を共同してすすめてきた。しかし障害を理由に、生きる諸権利が制限される状況は、今日もなお続いている。

進歩した社会とは、すべての人々の自由と尊厳が守られ、平和で人間らしい生活を送ることができる社会であり、このことは人類共通のねがいである。

私たちは人間尊重の理念にたち、完全参加と平等をめざし、我が国の関係制度や社会・経済・文化的諸条件の改善を図り、特に障害者の働く権利が具体的に保障され、すべての人々がしあわせに生きることができる社会の実現に向けて連帯し、積極的に行動する。

(1967年10月15日制定 1990年12月4日改訂 現在に至る)

私たちの誓い

- | | |
|--|--|
| 1. 私たちは、試されたことのない道を自分たちの手でひらく開拓者の心をもち続けます。
(開拓者の心) | 努力を続けます。
(可能性の追求) |
| 2. 私たちは、さまざまな困難を乗り越え、働くことをつうじて積極的に社会に貢献することをめざします。
(働く喜び) | 4. 私たちは、お互いに協力し、励まし合い、かわることのない連帯でしあわせを築きます。
(連帯と協力) |
| 3. 私たちは、ひとりひとりの多様な可能性を信じて、新しい能力を育てる | 5. 私たちは、心を合わせて、すべての人がもともと人間らしく生きることのできる平和で豊かな社会の実現をめざします。
(豊かな社会) |

重度障害者の職域の拡大を！ 重度障害者の完全就労と雇用を！ 障害者の社会参加を！（ゼンコロメインテーマ）

・青森県コロニー協会・青森市017(728)5621・山形県コロニー協会・山形市023(641)7335・ながのコロニー・長野市026(293)8766・東京コロニー・中野区03(3952)6166・東京アフターケア協会・清瀬市0424(91)1236・あかつきコロニー・武蔵村山市0425(60)7840・京都梅花園・城陽市0774(52)1362・山口県コロニー協会・防府市0835(32)0069・福岡コロニー・粕屋郡092(963)2781・佐賀春光園・三養基郡0942(94)2144・熊本県コロニー協会・熊本市096(353)1291・沖縄コロニー・浦添市098(877)3344
ゼンコロホームページ <http://www.tocolo.or.jp/zencolo>

新「アジア太平洋障害者の十年」(2003～2012)を推進しよう

巻頭言

政権交代は平成維新か

社団法人ゼンコロ 会長 勝又和夫



1. はじめに

先の衆議院の総選挙において、第二次世界大戦後初めてと言って良い与野党逆転の新政権が誕生することになり、臨時国会における総理大臣の所信表明において、この選挙結果について「平成維新である。」と言わしめました。

戦後の片山内閣や1993年の細川内閣、1994年の村山内閣においても、政党としての第一党の位置は常に自由民主党が占め続けていたものが、今回の選挙によって、その地位を民主党に大差をもって奪われ、その民主党が明治維新から続く官僚国家を否定しての勝利からしてこう言わしめたのではないかと思われませんが、政権発足から3ヶ月、「日本郵政人事における渡りと天下り」、「事業仕分け人事における鶴の一声」、「総理大臣と幹事長をめぐる政治と金の問題」、「11月下旬に発生したドバイショックと長引くデフレスパイラル」等マスコミを通じては近代日本の夜明けであった「明治維新」とは異なり、決して朝焼けか夕焼けか定かではない「平成維新」の姿に、何とか朝焼けであって欲しいと願う国民の声が聞こえてくる思いがします。

2. 近代史における三つの大きな変化

1868年の明治維新においては士農工商の身分制度の下に江戸幕府263年の歴史が「国民」という概念による大きな変化をもたらしたにもかかわらず、大政奉還と江戸城の無血開城後も「上野の彰義隊事件」、「会津の白虎隊事件」、「函館の五稜郭事件」そして「西南戦争」と大量の血を流す中で、大久保利通らによって現代まで続く官僚制度が構築され、富国強兵の政策によって支那事変に始まる第二次世界大戦へと突入して

いき、1945年の降伏宣言によって新たな民主主義国家としての日本が生まれた訳ですが、この第二次世界大戦によって失われた命は400万人とも言われ、終戦の8月15日を過ぎても満州におけるロシア軍による攻撃やアジア各地や沖縄に代表される国内においても悲惨な状況は直ちに止むことなく、こうした苦難の中から現在の民主主義国家としての日本を得ることができたといえます。

この二つの出来事では極めて多くの血と命の代償の上に新たな国家が形成されていったものですが、今回の政権交代が本当の意味で「平成維新」ということができるかどうかは、これから始まるであろう新政権による、100年以上続いた官僚統治国家を壊滅させられるかどうかにかかっていると思われ、仮にこのことができたとしても新たなこの国の統治機構はどの様なものになるかは定かではなく、どの様な痛みや我慢が強られるのか、またその先には「真に生活第一」の国が生まれるのかを、この歴史の真っ只中にいる私たちは、一人ひとりが試され、そこに向かい合うことを止めたら貧困率26位からの脱却は決して為し得ないとの覚悟を持つべきだと思っています。

3. 新政権下で起りつつある地下水脈の流れ

新政権誕生以来、私は民主党のキーマンになるであろう何人かの政治家の方々について本やインターネットなど通じて集中的に勉強させていただきました。私自身与野党問わず多数の政治家の先生方にお会いし、またブログなどを読み続けてきましたが、今回はマスコミではあまり取り上げない3つのことだけを記させていた

だき、ゼンコロの皆様にも一つの見方として参考にいただければと思います。

第1点目は、先の総選挙において300ある小選挙区で敗北の原因を民主党として徹底的に分析し、相手の勝利の原動力となった組織を徹底的に弱める施策が今後の政権運営の中でなされるのではないかと思います。例えて言えば、中医協の日本医師会からの推薦枠を認めず、民主党を支援または中立を宣言した人たちに入れ替えたことや、JAの強い地域で負けが多かったことから、日本郵政のネットワークを強化し、農業の個別所得補償の窓口やコンビニとタイアップした商品販売、さらにはJA預金を郵貯へ振り替えさせる等の動きが起きてこないか。また産業別の各種の特別措置法を見直し、旧与党の資源となっている業界への圧力を強めることはないかなどである。こうした政策を4年間続けた場合、ターゲットとなった各団体はそれでも持ちこたえることができるのかを見定めるとともに、障害者福祉を支援してくれる環境を官民含めて、こうした動きとは関係なくいかにつくることができるかではないかと思っています。

第2点目は、旧政権の残した864兆円にものぼる借金や参議院における不安定な政治状況の改善を如何に図ろうとしているかだと思います。円高が進む背景には1,500兆円を超える日本国民の金融残高や世界に対する強大な債権国としての日本への一時的な安心が背景にあると受け止めていますが、借金の問題では地球温暖化対策としての排出権取引やわが国の先進的な技術の武器化など1990年比25%減にキーがあると思いますし、アジアの成長によるインフレ策も視野にあるのではないかと思います。参議院については第1点目の対策に加え、衆・参の比例区の定員削減により少数政党の整理に入るのではないかと思います。

第3点目は、事業仕分けに見られたように財務官僚を最大限に活用し、各省の無駄や旧与党の問題点を徹底して明らかにし、今度は頃合いをみて、財務省本体を根こそぎ仕分けするのではないかと思います。多くの薬は毒の培養によってつくられると聞きますが、「毒には毒をもって制す」というのは言い過ぎでしょうか。

4. 平成維新という名の長期政権づくり

以上、私の独善かもしれませんが、いくつかの点から見てきた様に、新政権は明らかに4年間というスパンで「平成維新」なるものを完成させようとしているように見えてなりません。毎日のマスコミ報道に一喜一憂するのではなく、この政権は4年という歳月を生き続けるのですから、その足跡を確かな目でみつめ続けられればその真の姿はより確かなものとして見えてくると思いますし、そうした中にあっても私たちは障害のある人たちの立場に立ち続け、現政権とは正面から向かい合って、障害のある人たちの幸せのために場合によっては身を曝し、理解を求める努力をしていかなければならないと言えます。

最後に、「平成維新」が真に民主党の言う「生活第一」の社会となるならば、軒並み社会保障分野(医療、介護、子育て、障害者福祉等)がOECD(先進30ヶ国)の下位または最下位から抜け出し、少なくとも世界の10位以内に位置するようにならないければ、夜が明けたとは言えないと思っています。また、特に障害者分野はその国のバロメーター的な意味あいがあり、与野党問わず世界に恥じない水準の確保を願うとともに、この分野に身を置く私たちは、一党一派に偏することなくあくまでも障害のある人やその関係者の立場に立って、共感と感動をともに味わえる人であり続けたいと思います。

社会支援雇用研究会(日本障害者協議会)による、 ヨーロッパ障害者就労実態調査(仮称)について

事務局

11月10日付で社会支援雇用研究会代表の松井亮輔氏から、ゼンコロ会長勝又和夫宛に「ヨーロッパ障害者就労実態調査(仮称)企画書の提出について」というタイトルで、提案・要望が出されました。目的として、次のことが書かれてありました。少し長いですが、引用します。

—— 2008年5月に発効した障害者権利条約は、その第27条労働及び雇用で、「締約国は、障害のある人に対し、他の者との平等を基礎として、労働についての権利を認める。」とし、障害者の労働権を明確に規定しています。また、ILO(国際労働機関)は障害者を含むすべての人々に、「ディーセント・ワーク」の実現を最重要目標として提唱しています。「ディーセント・ワーク」とは、「働き甲斐のある、人間らしい仕事」ということを意味しています。

このように障害者を取り巻く世界の潮流は、ますます障害者の権利性やあらゆる障害者差別の禁止に重点が置かれてきています。私たちは、2008年に社会支援雇用研究会を立ち上げ、主に「障害者の権利としての労働」、「人間らしい仕事」という視点で、現在わが国の障害者就労、とりわけ授産施設や小規模作業所等いわゆる「福祉的就労」と呼ばれる労働形態の今後のあり方についての研究を進めてきました。

研究方法のひとつの柱は、すでにこの分野で先行するEU諸国の実践に学ぶことであり、日本にある文献や資料を中心に各国別研究を重ねてきました。今般、研究過程における様々な疑問を解消し、より深い理解を達成するために現地調査団を組織し、各国の関係各所において実態調査を行うことになりました。すでにゼンコロからは今から30年以上も前に、「保護雇用研究会」を設置し、ヨーロッパ各国の重度障害者の就労問題を研究した、極めて先駆的な取り組みがあります。優れた先達たちの足跡を辿りながら、また、時代の変化も踏まえながら、先達たちが目指した目標達成に向けての取り組みを継承したいと思います。——

上記の目的を明示した上で要望として、かかる費

用のうち相当額をゼンコロで是非協力して欲しい、調査に当たってゼンコロの代表も派遣して欲しいとのことでした。ゼンコロは、11月開催の運営委員会での検討の上、翌日の拡大理事会でこの要望を議案として審議した結果、全会一致で承認されました。調査の派遣につきましても、山形県コロニー協会の須貝常務(社会支援雇用研究会に、ゼンコロ代表の一人として委員として加わっています)にお願いすることで確認しました。調査はA班、B班に分かれ、今後はB班は来年2月から7日間程度、A班は4月から13～20日間程度、ヨーロッパ各国を回る予定です。調査項目は、次のように多岐にわたります。

- (1) 一般雇用以外の就労形態
- (2) 賃金水準と所得保障(賃金補てんなど)制度及び内容
- (3) 賃金補てん制度と他の所得保障制度との相互関係
- (4) 労働法の適用範囲とその具体的状況
- (5) 職業能力評価システムと所得保障水準決定の仕組み
- (6) 一般雇用への移行支援制度とその実態(移行実績と課題など)
- (7) 保護雇用事業所への公的支援(財政的および仕事の確保上の支援など)の内容
- (8) デイセンター等就労を主たる目的としない人へのサービスとその実態
- (9) 「第三の道」と言われるソーシャル・ファームの実態
- (10) フレクセキュリティ制度等新たな雇用保障制度と社会保障制度との関係
- (11) 障害者の就労支援政策の根拠法令(上位法、下位法)
- (12) 障害者の就労支援政策の政策決定システム
- (13) 基礎的なデータ(実態についての定点調査、およびニーズ把握)

上記以外では、EU事務局での「雇用均等枠組み指令」の各国での達成状況等の調査も予定しています。ただし、より実効的な調査となるよう項目の絞り込みをします。

『(日本・アジア諸国における)障害者福祉の黒船 人間丸山一郎の生涯』が発刊予定

事務局



昨年3月2日、埼玉県立大学の教授であった故丸山一郎さんが逝去されました。丸山一郎さんについては、その後出された『追悼集』で、外国の方々を含めて大勢の方々が弔辞を述べていますので、

その足跡をここで改めて細かくお伝えはしませんが、丸山さんの生涯を記した本が中央法規出版から2010年2月に出版されることになりました。

丸山さんの大変大きな足跡のひとつとして、4年前の2005年4月15日に逝去されたゼンコロ前会長 調一興の思いを一身に背負い、ご自身が病の身にあるにもかかわらず、大変な気迫と気力でまとめ上げた「日本の障害者雇用政策に関するILO159号条約違反に関する、国際労働機関規約24条に基づく申し立て書」を、全国福祉保育労働組合の理解と協力を得ながら、2007年8月15日ジュネーブにあるILO本部に提出したことがあげられます。内容の詳細については、全国福祉保育労働組合を始め、日本障害者協議会での報告会、法政大学の松井先生、埼玉県立大学の朝日先生の論文などで紹介されていますので省きますが、その後、今年3月にILOから回答書が出され、日本政府への直接の勧告こそならなかったものの、ILOは提訴問題の調査を条約勧告適用専門委員会にゆだね、合わせて日本政府に対して、次回(2010年)の年次報告に「有効性を解明するため(障害者法定雇用率の)ダブルカウント制(重度障害者雇用を二人としてカウントすること)の影響を調べることを要請する」として統計資料などを盛り込むよう指示を

しました。国内の制度・政策のあり方についても相当なインパクトを与えることができたものと、大変うれしく思っている一人です。この「申し入れ書」は、実は前段があります。

今から3年前、財団法人三菱財団による第37回(平成18年度)社会福祉事業・研究助成にゼンコロが助成申請を行ない、受理されてその後2年間研究事業を進めてまいりました。その主任研究員として丸山一郎さんが精力的な研究を重ね、

ワーカビリティ・インターナショナル(WI)本部の協力を得て、海外を含めた調査を行っていたのです。調査研究題目は「アジアにおける障害者雇用の実現に関する地域共同研究－日本モデルの確立とネットワークの強化」です。まとめ上げられた研究報告書は、2007年11月30日に三菱財団に提出いたしました。報告内容は、その後三菱財団がまとめて冊子にした「第38回事業報告書 平成19年度」(大変分厚いです)の578頁に、ゼンコロ会長勝又和夫名で掲載されています。報告書の原案は大変ボリュームのあるものでしたが、財団の報告書では2頁にまとめて掲載されました。

こうした動きも丸山さんは大変な努力で実行してきた方で、この度の出版物は3,000部を初版として出版される予定ですが、監修にゼンコロの名前も載ることとなり、ゼンコロも出版に全面的に協力することとなりました。出版部数のうち1,000部をゼンコロで購入し、販売協力することとしています。

多くの方々に購入していただき、広く丸山一郎さんの足跡を知っていただけるよう、心より願っています。



日本障害フォーラム・セミナー「権利条約の原点とわが国の課題」報告 —障害者自立支援法訴訟の現状との関連で—

事務局



12月1日、元国連障害者権利条約特別委員会議長のドン・マッケイ氏をメインゲストに迎えた、日本障害フォーラム(JDF)のセミナーへ参加しました。ドン・

マッケイ氏は現在、ニュージーランドの外務貿易省特別顧問だが、永年にわたってジュネーブの国連代表部常駐大使や、ニューヨークの常駐大使を勤めてこられた外交官です。当日はマッケイ氏から権利条約の誕生、条約交渉、特別委員会での交渉など臨場感を持って語られ、その後、「条約は何をもたらすか」、「条約に盛り込まれた権利と原則」、「条約の効果的な実施」について語っていただきました。特に最後の効果的な実施の中で、条約には「選択議定書」があることを初めて知りました。このことについて少し触れたいと思います。

選択議定書は他の人権条約にもあるそうで、議定書を締結した国では、「その国の市民である個人が条約に定められた権利を侵害されたと信じるときには、障害者権利委員会(条約の実施と監視を促すために設置されている委員会。委員構成は現在12人の専門家から成り、その多くは障害者団体の出身。まもなく18人に増やされる)に対して、直接に通報(不服の申立)をすることができる。」とされているそうです。選択議定書の翻訳は、私自身恥ずかしながらまだ目にしたことがありませんので詳細はわかりません。条約批准をめぐっての議論はよく聞きますが、議定書の締結については全く理解していませんでした。マッケイ氏の講演の後、同じような思いの方が会場におられたようで、選択議定書をもう少し教えて欲しいという質問が出ました。マッケイ氏によると、個人が直接国連の障害者権利委員会へ不服申立ができるわけではなく、議定書を締結した各国の国内での不服申立、訴訟の段階を踏んで、国内での対応に納得ができないときに初めて障害者権利委員会へ申立ができるようです。

2008年10月31日の一斉訴訟以来、現在、障害者自立支援法の応益負担等の違憲性をめぐって、全国14の地方裁判所で70名を超える、障害のある原告の方々が訴

訟を起こして頑張っていることはすでにご存知のことと思いますが、これも最初の段階では、居住区の自治体に対して不服審査申立を出し、それが却下されたことを受けて訴訟に持ち込んでいます。この後、今年8月の総選挙結果を受けて民主党新政権が誕生したことで、政府から訴訟審議継続に3ヶ月の猶予をいただきたい、皆さんと直接面談したいとの申し入れを受け、10月6日関係者による面談の場が厚労省政務官室で持たれました。政府から「原告団との話し合いに向けて」と6点の提案があり、提案を受けて原告団に話し合いのテーブルについていただきたいこと、その上で訴訟を続けるのかどうかについて相談させて欲しいとの申し入れがありました。全国弁護士団と原告団、支援団体が話し合いをした結果、国との話し合いの席にはつくが、裁判は裁判として、司法の場で障害者自立支援法の違憲性を明らかにしていきたいという原告の方々の願いが強く、継続することになりました。それほど現在の自立支援法は、障害のある方々にとって極めて過酷な法律と捉えている証左でもあります。したがって、これからの動きにつきましても予断を許さないところですが、仮に高裁、最高裁と裁判が続き、万が一



にも最高裁で敗訴となった場合、わが国が選択議定書を締結していれば、改めて国連の障害者権利委員会へ「不服申立」を提出する道が保障されるわけです。そこで初めて、権利条約の第13条「司法へのアクセス」が十分に機能し、完結されるのではないのでしょうか。泣き寝入りをするのではなく、周りの理解者に支えられながら「おかしいのはおかしい」と胸を張って主張し続けることができるような環境が保障されていてこそ、障害者福祉の施策は向上する、世の中がよくなるような気がしてなりません。そういうことをつくづく感じたセミナーでした。

職場のメンタルヘルス
その1

適応障害について考える

まいんずたわーメンタルクリニック
院長 仮屋 暢聡(ゼンコロ監事)

「適応障害」という診断病名を聞かれたことがおありだろうか？最近、マスコミなどでもしばしば取り上げられているので、ご存知の方も多いかもしれない。

わたくしが外来で患者を診ていると、ほとんどの場合には、この適応障害という範疇にはいる人ばかりです。精神医学に詳しくない方も多いかもしれませんが、まず正確に適応障害をICD-10(国際疾病分類第10版)精神及び行動の障害の定義から説明すると、「F43.2 adjustment disorders、主観的な苦悩と情緒障害の状態であり、通常社会的な機能と行為を妨げ、重大な生活の変化に対して、あるいはストレスの多い生活上の出来事の結果に対して順応が生ずる時期に発生する。」とあります。その結果不安、抑うつ状態なり、例えば子供の場合には、夜尿症、指しゃぶり、大人であれば、過敏性大腸症、過喚起症候群、パニック発作、うつ病などが起こります。最後にうつ病が起こるといように書きましたが、適応障害から出発してうつ病になるということは、適応障害とうつ病は同じなのか、違うのかということも素朴な疑問として起こります。

ICDでは適応障害とはその人の置かれた環境の是非を問うのではなく、問題が個人にあるとする見方です。

わかりやすい例えを一つ。ダイハードシリーズに登場するマクレーン刑事(ブルース・ウィルス)は九死に一生ということを数分ごとに経験していますが、彼が刑事を辞めたいとか弱音を吐くこともなく、人一倍の活躍をしています。もし普通の人であれば、ビルの爆発に遭遇すれば、しばらくは茫乎とした日々を送るものです。不死身のマクレーン刑事は適応障害を決して起こさないということになります。

適応障害という診断をつけるときの医師側の背景には、マクレーン刑事のような強さがないために、病気になっていると考えていることがあるのです。病気になったのはあなたのせいで、会社が悪いのではないですよ。どこでも、つらいことがあるのに、あなたはその辛さについていけないのが悪いです。というようなことを平気で言う医師がいます。

一方で同じ状態を見て、うつ病という診断をつける医師もいます。うつ病はICD-10ではF32 depressionと全くカテゴリーが違ってきます。F4は以前、神経症といわれていたもので、不安神経症、強迫神経症、ヒステリーなどがここに入るものです。障害という視点で見ると、このF4コードの病名では障害年金などがもらえません。同じ状態でF3コードの病名、うつ病、躁うつ病、気分変調症などの病名であると障害年金を受給できるのですから、患者さんの立場からすれば雲泥の差なのですが、こうしたことまで考えながら診断病名を考えていくことがなかなかできていないのも現実です。

F43.1とF43.2のひとつ前に位置づけられている疾患があります。Post-traumatic stress disorder 通称はPTSDといわれる心的外傷後遺症があります。心的外傷後遺症は自然災害、人工災害、激しい事故、他人の変死の目撃、拷問、テロリズム、強姦や他の犯罪の犠牲などによって、精神変調をきたすものです。もっとも特徴的なことはフラッシュバックという現象で、事故などが経過して何年もたっても、突然に事故に遭った時のような恐怖状態が起こり、精神が不安定になる発作が起こることです。

メンタル疾患で休職していた人が、復職をする際に、実はこのPTSDにみられるフラッシュバックがしばしばみられることはほとんどの方が知りません。休職期間中に職場の上長からの電話、メールが来たりするだけでも、ドキドキ。会社に近況報告をしようと電車に乗ったところ、動悸が止まらずに、家に引き返すといったことがみられます。

紙面の関係で、今回はここまで。また、次の機会でつづきを。

「ディーセントワーク」を解く(その1)

福岡コロニーなみの里 課長 上野 和範



昨年9月に札幌で開催された2008WI世界大会に参加し、「ワールドセミナー」で一番印象に残ったのが「ディーセントワーク」(働きがいのある人間らしい仕事)ということば

でした。

すべての人が働く機会を持ち、しかも、最低限の所得保障ができるという現次元の目標をさらに超えて、障害のある人のその存在自体が、周りの人との働きかけを通じて、ぎすぎすとしていた疎遠な人間関係の職場を、温かい人間らしい職場(労働)へと替えてくれる、そんなエネルギーを持っている。「利益を追求する労働から人間性を追及する労働へ」と生まれ変わる、そんな何か違う新しい感覚を味わった、衝撃的な「ことば」だったことを覚えています。

この「ディーセントワーク」は、1999年にILO事務総長に就任したファン・ソマヴィア氏が今日(21世紀)の最重要目標として提唱し、ILOの言葉を借りれば「職業生活における人々の願望」と表現されています。「それは、生産的で公正な所得をもたらす仕事の機会、職場における保障と家族に対する社会的保護、個人としての能力開発と社会的統合へのより良い見通し、人々が不安や心配を表現する自由、自分達の生活に影響を及ぼす決定に団結して参加すること、すべての男女のための機会と待遇の平等などを意味」するものとされています。もう少し簡約すると、①仕事の創出、②仕事における権

利の保障、③社会保護(セーフティネット)の拡充、④社会(政労使)対話の推進と紛争解決という、4つの目標として表すことができます。「ディーセントワーク」は、この4つの目標として展開しながらも、それを統一して実現に向けた運動的な概念であり、包括的な目標として捉えられています。

しかし、今日の日本の状況といえば、失業率は5.7%と過去最悪の雇用状況であり、「ニート」や「ネットカフェ難民」といった社会現象にその惨状が表れています。また、いわゆる「派遣切り」は労働者の権利の保障を無視したものですし、日本人の4.4人に1人(22.7%)が年収200万円以下で、いわゆる「ワーキングプア」が急増しているのも事実です。その他、長時間労働を強いられ、社会保険等に参加すらできない非正規社員等、日本国憲法第25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を脅かしている状況がここにあります。世界的に見ても、2億4,100万人の失業者が現存し、OECD諸国でさえ失業率8.5%といった状況です。経済のグローバル化が、多くの富と利益を生み出す一方で、その不平等格差を広げてきたからだといえます。

なぜ、今、「ディーセントワーク」なのか！ILOが目指すグローバルスタンダードの確立を、年齢、性別、障害等を越えた私たちの直面する課題として捉える必要があると痛感しています。この「ディーセントワーク」を、どのように展開し、実践の中にどう活かしていくのか、これからこのステージでこのテーマについての展開に大きな期待をしながら、まずは自らが何を学び、何を実践するか考えていきたいと思っています。

ILO提訴への回答と障害者の 就労支援を考えるフォーラム

事務局

12月17日、日本教育会館(東京都千代田区)で全国福祉保育労働組合、日本障害者協議会(JD)主催のフォーラムが、132人の参加者をもって開催されました。午後6時から9時までの3時間でしたが、あっという間に終わったと感じられました。冒頭、JDの勝又代表から提訴に至る経過として、ゼンコロをとおして三菱財団から2005～2006年の2年間にわたる研究助成を受けたこと、故丸山一郎さんが中心となって研究したこと、その後丸山さんのご遺族から、「提訴の完結と障害のある人たちの働く権利の回復に使って欲しい」といただいた香典返しを元に、JDに「社会支援雇用研究会」を立ち上げて制度、海外、国内調査の三つのグループを編成して研究を開始したこと、10月14日付で厚生労働大臣宛に行政文書開示請求を出し、今回の申し立てに関する政府見解文書(2008年3月28日付)を開示させたことが報告されました。政府見解では随所に「等」という言葉を使い、国の都合の悪い点は表に出さない作りになっているように思われました。

シンポジウムでは、藤井克徳氏(JD常務理事)がコーディネーターとなり、安井秀作氏(元労働省)、松井亮輔氏(法政大学教授)、泉谷哲雄氏(保育労)、斉藤なを子氏(きょうされん副理事長)が出席され、それぞれの立場から問題の本質、条約の持つ意味、障害のある人たちの働く権利と労働者性、ヨーロッパの最先端の動き、障害者権利条約の「合理的配慮」の捉えかた、滋賀県の「社会的事業所」の取り組み、「働く」以外のことなど多岐にわたった課題で、白熱した議論が進められました。「課題の本質」については、安井さんが述べておられた「一般就労と一般就労以外の就労と二つに分けた考え方、こうした二元的仕組み(ダブルスタンダード)が未来永劫続くのではないかと、問題点を指摘していたことが印象に残りました。「福祉的

就労」も働いていることには変わらず、それも雇用とみていく発想の転換が必要との指摘でした。また、斉藤さんの「働くことが楽しい」と感じられることが全ての基本ではないかという話も共感できました。

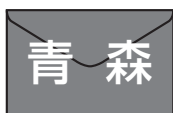
来賓であいさつされた、ILO理事で連合の中嶋滋氏の話も今回の申し立てに対するILOの対応がリアルに感じられ、大変興味深いものでした。「ILOの委員会では常に、政府代表、労働者代表、使用者代表の三者で構成されて審議されるが、労働側グループがエンジン、使用者グループがブレーキ、政府グループはハンドルだと。そのハンドルを持って方向性を定める政府が時としてブレーキの役割を果たすということを行なうわけで、まさに日本政府の対応の中にそう表現している対応があるのは残念なことだと思っている」と話されました。さらに、「条約は同時に168号勧告が条約を補完する形で採択されている。この勧告の中味も踏まえてきちんと解釈されることになるが、日本政府は、勧告は法的拘束力を持たないと、勧告の内容に立ち至って具体的な事実内容を反映した条約の実施ということを行っていないという大きな問題点があった」と指摘しています。「このフォーラムを契機にして、日本がILO条約や勧告にある国際労働基準をきちんと守る国になっていくように、皆さんと共に努力していきたい。ちなみに日本は、188あるILO条約の中で、わずか48しか批准をしていない。その数少ない批准であるのに、その実施について非常にずさんな形になっているという残念な状況にある。条約に敬意を払っていただいて、労働行政、福祉行政が国際基準に沿った形できちんと実施されよう、私たちの活動を通じて作り出すということが非常に必要と思う」と話を締めくくられていました。



シンポジウム



ILO 理事 中嶋 滋氏



青森の**なでしこ**流した
汗は・・・(^^)v
サポートプラザなでしこ 相内 素子

今回の青森からの原稿は、訪問介護事業所「なでしこ」の紹介となりました。

平成19年3月開設しまして、2年8ヶ月過ぎました。振り返ってみると、まだ、たった2年8ヶ月か・・・と、つい最近思いました。いつも訪問させていただいているお客様とは、ずーっと何年も親しくしていただいているような気持ちに陥っておりまして・・・これが、馴れ合いと云うものかも知れない。ここで気持ちをギュッと引き締めなおして仕事に向かわなければ! そう思っている次第です。

当初辺りから、訪問介護を利用してくださったお客様の中には、この間に入院や家族の不調で、ADLや日常生活保持が顕著に低下した方もいらして、今は、ずいぶん私達のサービスの必要度が増したお客様もいます。最初は、ごくわずかなサービス依頼であっても、心を込めサービスに励んでくれたヘルパーさん達のお陰で、ご本人やご家族との信頼関係ができ、サービスの需要が増えた時は安心して、なでしこに任せてもらう、このようなパターンも数多くありました。最初はなかなかサービス量が増えず、心配な日々もありましたが、今は、その当時のお客様やケアマネジャーさん、そして何ととってもワンダフルなヘルパーさん達に支えていただいています。

昨日のテレビで見たのですが、全日本男子バレーの名前忘れましたが・・・ゴルフの石川遼君の先輩だそうで、このお二方が信じている言葉が『流した汗は、嘘をつ

かない』です。汗も涙も、ついでに鼻水もずいぶん流しました…この後どんなになるのか、まだまだ分からないこと、知らないことも多く、不安も山盛りです。今は、12月に調査が入る、公表制度のための準備に日夜格闘しておりますが、このゼンコロが発刊される頃、ホッとして過ごしていただきたいものです。



回収作業を通して

山形県コロニーセンター
就労支援課係長 武田 重幸

ゼンコロの環境事業と協力して、山形県コロニーセンターでも訓練科目としてリサイクル事業を始めて6年になります。当初、回収先は縁故関係だけで、飛び込みで行ってもなかなか貰えないというのが実情でした。最近は回収している最中に声を掛けられ、それが口コミで広がり、思いがけずに大口のお客様にたどりつくこともあります。

回収品目は、ダンボール・新聞紙・雑誌・アルミ缶を回収しています。回収先として、食料品店や建築現場等の一般企業だけでなく、個人宅からも回収しています。回収してきた物は、古紙問屋等のリサイクル業者へ納めます。一部は施設に持ち帰り、利用者が手を掛けてから業者に納める物もあります。例えば、アルミ缶は「軽くすすいだ後に潰す」という作業があります。また、古紙もただ納めるのではなく、雑紙と白紙に分ける等といった作業を経てから納めています。こうすることによって、他の作業・訓練科目が困難な利用者の職域を確保しています。



車への積み込み時や古紙問屋では重機があるので危険が伴うことから、利用者の安全には特に心がけて作業しています。これから冬場を迎え、道路事情も悪くなることからいつも以上の慎重な運転で利用者の安全も確保していくことになります。

回収作業は見た目が悪いからと利用者から敬遠されやすいのですが、古紙のリサイクルは、紙の原料である地球の緑・環境を守るという大きな理念の下に取り組んでいます。そして、作業を通じて環境に対する意識付けに結びづいてい我想います。施設内・作業場内だけでは、なかなか得ることのできないお客様との

接し方・挨拶の仕方等を回収作業時に習得することができます。

リサイクル事業は、トラックに乗って回収している人達だけが作業をしているのではなく、先にも述べたように回収後の処理もあります。

こういった作業は、障害者が働くことの喜びを知り、賃金を得、地域で生活できる環境作りになっていると考えています。



長野 全国アビリンピックに参加して

長野福祉工場 制作課 米澤 勉

私は、去る10月30日から11月1日の3日間、茨城県ひたちなか市にて開催された全国障害者技能競技大会(アビリンピック)に長野県代表として出場してまいりました。

アビリンピックとは、障害のある方が就職して自立

するという考え方を広めるとともに、社会全体に理解してもらうことを目的に昭和47年からほぼ毎年開催されています。



今大会は機械系・建築系・サービス系など計21種目の競技が行われ、私は書籍、新聞、チラシなど出版物の編集をコンピュータ上で行い制作するDTPという競技に出場しました。

競技は、「新しい感覚の美容室」のリーフレットを3時間で制作するというもので、与えられた素材からデザインを起こして制作していきます。競技会という普段と異なる雰囲気に大変緊張しましたが、同じ職場の皆さんに教えていただいたことを発揮していこうと心掛けました。素材の色合い、イメージなどをその場で感じ取り、形にしていく難しさを改めて感じ、3時間

はあっという間で、最後に客観的に作品を見直すことができませんでした。結果は入賞に至りませんでした。色の使い方、効果的な見出しなど、今後の自分の課題がはっきりと分かりました。業務を通じて、更に精進してまいりたいと思います。

また、今大会では偶然にも同じ競技に山形県コロニー協会さん・福岡コロニーさんからも出場されておられました。あまり交流を図る時間はありませんでしたが、お話を伺うことができ貴重な時を過ごすことができました。会場には、地元の小学生や見学者が数多く訪れており、地域に密着した大会という印象を受けました。また、競技以外にも様々な企業のブースが出展され、福祉機器の最新技術に触れることもでき、大会期間中は大変賑やかな雰囲気で楽しむことができました。

3年後の2012年には、長野県で技能五輪・アビリンピックが開催されますので、皆さんも挑戦してみませんか。出場しなくても一緒に交流を図れたらすばらしいと思いますので、是非「ながの」においでください。

最後に、大会出場の機会を与えてくださった皆様、応援いただいた皆様、ご指導いただいた皆様に心より感謝申し上げます。

本当にありがとうございました。



就労施設利用時の在宅就労を可能にするために、調査研究事業を進めています！
職能開発室 吉田 岳史

在宅で仕事を請け負う「SOHO」という就労形態に着目して、東京コロニーが立ち上げた在宅就労グループ「es-team(エス・チーム)」も、今年で節目の10年目を迎えようとしています。ここ数年はフリーランスとして独り立ちを望む方のほかにも、就職へのステップとして利用する方、とにかくここで働く経験を重ねていきたいという方などの登録希望も多く、昨今の在宅就労におけるニーズが極めて多様化していることを実感しています。

こうした中で私たちは、厚生労働省障害者保健福祉推進事業の調査研究公募に際し、標題のスローガンを実現すべく名乗りをあげ、事業受託の決定を受けました。このテーマの主眼は、福祉就労の担い手である就労継続支援や就労移行支援事業において、通所利用だけでなく、個々の実情に応じて在宅での利用も可能にするための道を探ることにあります。そしてその先には、地域における在宅就労支援の担い手として福祉施設等が加わることで横断的なサービス利用の幅が広がり、より個人にあった働き方ができる社会の実現に貢献したいという思いが込められています。幸いにも他団体や当事者の方、心強い委員会メンバーの賛同と協力が得られ、順調なスタートを切っています。引き続き、各位のご協力・ご指導をお願い申し上げます。



es-team ミーティングのようす。一同に顔を合わせる機会も在宅就労ならではの重要さがあります

あかつき

日帰り旅行に行ってきました

スペース・まどか所長 遠藤 至子

去る10月23日、日帰り旅行へ行ってきました。向かうはお隣埼玉の鉄道博物館、所謂、てっぱく、です。そして、旅行といえば、食事も重要なポイントです。食事の満足度が旅行の楽しさを左右する、と言っても過言ではありません。さて、今回の旅行は…?

埼玉に入り、まずはホテルでのランチバイキングです。ホテルに入ってまず、びっくり。舞踏会でも始まるのではないかと見紛うばかりの高い天井に絢爛たるシャンデリア。これは食事も期待出来そう。ここでしばし待たされ、お腹の減り具合もピークに達した頃、いよいよ入店。そして席に着くや、皆思い思いに

食べ物目指して列を成します。趣向を凝らした料理の数々、どれもこれも美味しそうで目移りしてしまいます。皆のお皿の中を覗いてみると…茶色いものばかりの人、とりあえず全種類食べようとする人、おお!?栄養バランスをきちんと考えている人、ビールばかり飲



んでいる人…実に様々です。つつい食べ過ぎてしまうバイキング。美味しければ尚更です。期待以上の御馳走に皆大満足でした。

今回の旅行はこの時点でほぼ成功したようなもの。しかし、忘れてはいけない。今回の目的地はてっぱくです。折しも、てっぱくでは初代新幹線0系が一般公開されたばかり。何というタイミングの良さ!!これを見ずして帰れようか!!と、私達は自分達の運の良さに小躍りし、びゅわーん びゅわーん はっしっるう〜♪…と、逸る気持ちを歌にのせ、いざ!ヒストリーゾーンへ…。このゾーンはてっぱくのメイン展示棟であり、蒸気機関車から電車まで歴代の鉄道が展示されています。薄暗い照明の下、まるで芸術品の様に美しく並べられている鉄道達。蒸気機関車の漆黒のボディー、車内の温かな木のぬくもり、そして、御料車の煌びやかな装飾…様々な鉄道に見入りながらも、目指すは0系新幹線。しかし、古い新幹線はあれど、お目当ての0系車両が見当たらない。何故??…と思っていたら…。0系新幹線は皆の希望を乗せた「夢の超特急」、♪あおいひかりのちょーとっきゅー♪なのです。他の鉄道とは一線を画しているのです。という事で、0系



新幹線は専用の新しい展示棟に鎮座していたのでした。0系の愛嬌ある顔を拝んだ後は、改めて館内を見学。鉄道の仕組みを学習できるラーニングゾーン、周囲を見渡せる屋上、…全部を見て回るにはもう少し時間が欲しかったのですが、皆それぞれに楽しみました。

これを機に鉄道の魅力に開眼した!かも!?

京都

調理実習を開催して

あんびしゃ 自立生活訓練 大西 正博

自立生活訓練の日中活動の中で衣・食・住の生活スタイルを考える上で、毎日の食べることの大切さに重点を置き、自分で食事を作り味わうことへの挑戦と調理にまつわる不安を取り除く訓練として不定期ながら調理実習を実施していて、食べ物を提供される側から振舞う側への意識改革と、物を作る喜び食への安心を考える手段として、将来何らかの役に立てばと考えて素人ながら取り組んでいる内容をお伝えします。

素人ながら、ご飯炊きからお味噌汁を作ると言った作業の大変さが再認識されてきて、作ったものが何故か不思議と美味しく感じる、出来る喜びを感じることで次の展開へ進んでいくことが期待されます。

調理をする材料の購入についても、社会人としての条件として身に付けていただく良い機会と考え、食材の選定・値段比べなども経験していただいています。店舗内でのマナー学習なども大切なことで、他のお客様とのトラブル回避や店舗従業員からの気遣いに感謝することから挨拶なども学習することとしています。マイバックを持参することでエコポイントがもらえることや割引につながることから、食材の保存方法など奥深く興味深く取組める内容で継続していけると感じ



ています。

調理を実施するのに、身体的に不自由な人への対応策として自助具を導入することで参加する楽しみや、出来ないと感じていたことが出来たときの楽しみを支援することが可能となりつつあります。少しの工夫と努力で叶うことがあることを実感させられます。お互いの勉強になると考え、製作販売されている企業さんと情報交換を行い、より良い生活が可能になるような情報を提供していただき、見聞を広げることになればと考えています。

調理を通して知らないことへの関心を増すための努力と学ぶ姿勢を大切に、食生活善を迫られている方への助言となる学習も確立されることが求められます。

山口

新型インフルエンザ対策

支援課 保健係 久野 令子

今、新型インフルエンザが全国的に猛威をふるっています。山口県内警戒レベルに達してきているようです。今年度初め頃メキシコで発生し、それから世界的に流行をもたらししている『新型インフルエンザ』。保健を担当する私にとっては、インフルエンザ情報に目はなせない1年だったように思います。当初、国内での感染を防ぐため、空港で行われた水際作戦、国民全員で息をのんだのも記憶に新しいところです。そうこうするうちに、渡航歴のない高校生の間で流行がはじまり、全国的に広まっていきました。一時的にマスク、アルコール消毒等は品薄状態になったり、子供たちの間では、学校行事などの中止や延期、学級閉鎖、学校閉鎖が相次ぎ、新型インフルエンザは私達の生活に様々な影響を与えたのではないのでしょうか。

私自身も施設内における感染症対策について改めて考えさせられました。新型インフルエンザは、今ではほとんどの人が重症化することなく治癒の経過をたどっていくことがわかっていますが、子供や妊婦さん、基礎疾患を持っている人達にとってはとても恐ろしい感染症です。当コロニーにおいても慢性疾患を持っている人達が多く利用されているため、早くから施設内へウイルスを持ち込まないように、また感染の拡大を最小限に防ぐために、職員、利用者共に予防の徹底に努めてきました。新型インフルエンザの予防といっても通常のインフルエンザや一般的な風邪と同じで、手洗いやうがい、人混みを避ける等が主なも



のです。所内においては、通院者が多いため、病院を受診する時のマスクに着用、帰所時のアルコール手指消毒の徹底を行いました。当たり前のことのように、感染予防は身近なところから、一人一人が確実にやっていくことでかなり効果があるようです。

新型インフルエンザのワクチンの優先接種が始まっていますが、利用者の中でも数名優先接種の対象者になっていますが、ほとんどの人が希望しても接種出来ない状況にあります。幸い今のところ利用者の中に感染した人はいませんが、これからもまだまだ新型インフルエンザの流行は治まりそうにありません。一人一人が咳エチケットを守り、移さない、もらわないを心がけてこれからの寒いインフルエンザのシーズンを乗り切っていきたいと思います。



「福岡県の指定管理者となって」
福岡県身体障害者授産指導所
課長 花田 敏秀

本年(2009年)4月1日をもって、福岡県が設置する福岡県身体障害者授産指導所の運営を当法人が受託致しました。当法人がこの施設の指定管理者となったことはこれまでの当法人の民間施設としての活動が評価されたもので、大変名誉なことだと思います。

施設の概要を簡単に述べますとこの施設は昭和37年に県立として設置され、当法人と同じように県内でも歴史ある施設の一つであります。

場所は福岡市近郊、大野城市役所、まどかピア(大野城市総合福祉センター)の裏側で前は繁華街、後ろは住宅地という立地条件で、県内でも有数の人口急増地区にあります。また、福岡県の総合福祉センター(クローバープラザ)から歩いて20分のところにあります。

定員は入所50名、通所6名の施設で、現在52名の主として身体に障害のある方達が利用されています。主な授産科目は印刷、簡易作業、縫製です。

現在は、旧法上の施設ですが、平成22年(2010年)4月1日をもって、自立支援法上の新体系すなわち、就労移行支援事業20名定員、就労継続B型30名定員、生活介護10名定員、施設入所支援40名定員、にて多機能型の障害者支援施設に移行する予定になっています。

この施設に期待されている部分は、一つは障害のある人の就労を通しての自立と社会参加の促進を図るという点。

二つ目は法人とのネットワークの中で授産活動を活性化させることにあると思います。この目標を達成するため18名のスタッフで鋭意取り組んでいるところです。

写真は授産指導所の立て替え当時の写真と、隣町にあります、太宰府天満宮にレクリエーションで行った時の写真です。太宰府は皆さん既に歴史の教科書でご存知のことと思いますが、大和朝廷の朝鮮半島、大陸



に対する外交、防衛拠点として置かれた出先機関で、授産指導所がある大野城の近辺には、その太宰府を守るためのたくさんの防塁史跡があります。大野城はその名前の通り太宰府を守る防衛拠点として築かれた城があるところです。こうした悠久の歴史に包まれた地に福岡県身体障害者授産指導所はあります。

佐賀

「チャレンジド・リボン」を販売しています

指導員 大川 一成

障害をお持ちの方々の地域移行が進むなか、障害による差別のない時代の扉を開けるために、佐賀県内の障害者団体は、佐賀県とともに、障害者への正しい理解を進める「チャレンジド・リボン」キャンペーンに取り組むこととしました。

「チャレンジド・リボン」は、このキャンペーンの「シンボル」となるもので、企画・デザインは県内の障害者団体と佐賀県とで行いました。

このリボンを着用することで、気づきが生まれ、障害者に対する理解の輪が県民お一人おひとりへ広がっていくことを期待します。

リボンデザインには…

●身体障害への理解(オレンジ色)

生命力の象徴である太陽の光からイメージしました。

●知的、精神など脳の障害への理解(シルバー色)

1993年米国で統合失調症の子どものために銀色のリボンを手作りしたことがシルバーリボンの始まりです。

●自閉症への理解(パズル柄)

英国自閉症協会の発案した自閉症啓発のシンボルマークです。

●難病への理解(ハートマーク)

難病で闘う人に愛の手が届くようにと願いデザインしました。

そして、歩く姿にも似た形は、障害者への理解を“一歩進めたい”という気持ちを表しています。

種類は写真にあるバッジと携帯ストラップの2種類ありますが、色、デザインとも大変好評をいただいています。価格はどちらも350円。

佐賀春光園は販売窓口として、障害者月間でのイベントや学園祭、文化祭に出かけ、広報販売活動をしています。



熊本

創立 60 周年を機会に

総務課長 大島 武文

熊本コロニーは平成21年9月1日に創立記念日を迎え、法人格を持たない「街の小さなガリ版屋(コロニープリント社)」を始めて以来60年が経過しました。私自身入職して約16年。それ以前のことは諸先輩方からお話を伺っていますが、体験しておりませんので少し前(創立50周年時)と現在を比較しながら法人全体として少し振り返ってみると

【11年度(現在または平成20年度)】

- ① 経営施設【身障福祉工場 定員50名、社会事業授産施設 定員30名(身障福祉工場 定員50名 就労移行支援 定員10名・就労継続支援B型 定員30名、知的通所授産施設 定員30名)】
- ② 人員 障がい者(雇用)【47名(44名)】
障がい者(非雇用)【8名(58名)】
健常者【46名(41名)】
- ③ 印刷事業の売上高【389,923千円(292,330千円)】
- ④ 補助金等収入額【90,760千円(145,080千円)】

⑤ 平均年齢(全体)【40.8歳(39.5歳)】

⑥ 平均在籍期間【14.0年(8.7年)】

⑦ 就職者数(利用者)【0名(5名)】・・・

印刷事業面では、ちょうど10年前、売上高が4億円を割り込みました。その後年々減少し、一旦持ち直すも昨年度は3億円を下回りました。各部門で売上増や経費削減に努力をしていますが、厳しい状況が続いています。組織体系の変化もあり一概には言えませんが、熊本コロニーの主事業である印刷事業の落ち込みは、処遇面にも影響していると考えられます。

福祉事業面では、新しい施設の開設に向けて、平成11年度に初めて知的発達障害者1名を受け入れ、その後、福祉制度は措置から契約、そして障害者自立支援法へと変化しました。熊本コロニーは、従来授産施設を含め、障がい者の働く(雇用)場として一定の役割を果たしてきました。近年は毎年数名が一般就労し、昨年度は5名が企業等に就職しました。法制度や施設体系の変化、知的障害者通所授産施設の開設など、色々な要因がありますが、熊本コロニーの果たす役割の変化として一番わかり易い数字だと思います。

福祉工場は来年度就労継続支援A型に移行しますが、これまでどおり障がい者の働く場であることに変わりはなく、今後も雇用を守り続けていきます。他の2施設(就労移行支援・就労継続支援B型、知的通所授産)を含め、発展的に継続していくためには、新しい



作業種目への取り組みや、社会ニーズにあった福祉施設として、体系(役割)の検討が必要になってきます。一日一日、一年一年の積み重ねですが、創立60周年を機に、さらに10年後の熊本コロニーを想像しながら日々の仕事に取り組んで行きたいと思います。



“障害のある児童への支援”
「コロニー児童デイサービスよなばる」オープン
ありあけの里 在宅課長 仲宗根 功

遊びや運動を通して障害のある児童の発達支援や日常生活における基本動作の指導、集団生活への適応などを行う「コロニー児童デイサービスよなばる」が12月1日、沖縄県与那原町東浜に開所しました。北谷町、沖縄市、浦添市に続く4ヶ所目で、南部地域では初めての開所となります。



当法人では、南部地域への事業拡大の一環として取り組んできましたが、新しい地域への取り組みは困難をきたし、実績は上がりず赤字経営が続いていました。その中でも営業活動は精力的に実施して、関係作りに努めました。特に、与那原町との信頼関係は深まり、サービスも急激に増加傾向へと進み、経営状態も黒字経営と好転しました。

当時与那原町として、子育てで悩む保護者と子どもたちを支援する目的で、未就学児童を対象とした「母子通園事業」と、就学児童への支援として「児童デイサービス」への検討を行っていました。担当者との信頼関係の中、当法人への事業所開所に向けての要請があり、与那原町として第1号となる事業所の開所へと繋がりました。幼児から18歳までの子どもの包括的支援を視野にいた、障害のある児童への支援事業が実現しました。

事業内容は、前号で紹介した「児童デイサービスみやぎ」と同じく、自立支援法に基づく児童デイサービス事業と市町村事業の日中一時支援事業を併用する形でサービスの提供を行っています。

今後、事業所が求められている役割をしっかりと認識し、子ども達への支援を通して、家族・地域から信頼される事業所づくりを目指して、沖縄コロニーの在宅サービスへ向けた“新たな挑戦”はこれからも続きます。

第三の分野 「ソーシャル・ファーム」

事務局

1. はじめに

近頃よく聞かれる「ソーシャル・ファーム」の紹介と、日本や主にヨーロッパの動き、それとゼンコロの事業との関連で「ソーシャル・ファーム」をどう活かせるのかなどを目的にこのレポートをまとめてみました。

今年11月12日、ゼンコロの拡大理事会が東京で開かれ、そこで喫緊の課題である「民主党政権下における、障害者福祉の情勢と情報交換」をテーマに、勝又会長から相当な時間を割いて話をいただき、情報交換を行ないました。その前段で、世界の動きを俯瞰する話の中から、「新自由主義(ネオコン)に対抗するため」として、マネー資本主義からの脱却を次のように述べておられました。

「…日本として一体何をしなければいけないかというと、絆とか、物づくりだとか、温もりなど、いわゆるヒューマンビジネス産業というようなところを、もう一度掘り起こして、日本から外国へ行けない、日本でなければできないことというものをやりきちゃんと、腰を据えてみなければいけないのではないか。」

その具体例として、高齢者を中心とした徳島県上勝町(かみかつちょう)の「彩りビジネス」(料理の彩りに添える葉の収穫と販売。1軒で年間1,000万円の収入を得ているところもある！)の取組み、佐賀県三瀬村の「二級品野菜の大量販売」による賑わいの創設、東京都北区にある十条商店街の「商店街を上げてデパート機能を全部持つ事業」で商店街の活性化を図る事例などが上げられ、

「…今、政府は次の産業として、介護、農業などいくつかを考えているが、日本でなければできないこと、日本から出ていけないようなこと、日本の中でも工夫することでできること、そういったものを視点として持つ必要があるのではないかなと思った。これが、新自由主義からの脱却のひとつのキーワードではないか。」

と締めくくりました。実は、勝又会長の「ヒューマンビジネス産業」の課題提起は、労働の第三の分野と言われ、イタリアで1970年代から始まった「ソーシャル・ファーム」の考え方と大変共通する、示唆に富んだ内容を含んでいると思っています。

2. ソーシャル・ファームとは

ソーシャル・ファームは、社会的企業(ソーシャル・

エンタープライズ 公益的な仕事を、ビジネス的手法を使って事業展開する企業)の中の一つと言われており、ヨーロッパでは1万社を超える規模になっているそうです。その主な特徴は、①通常の労働市場では就労の機会を得ることの困難な者に対して、②通常のビジネス手法を基本にして、③しごとの場を創出する(炭谷 茂 ソーシャル・ファーム・ジャパン理事長)事業のことを指すと言われています。「困難な者」とは主に障害者が中心ですが、そのほかに高齢者、母子家庭、ニート、引きこもりの若者、それから刑務所から出所してきた人、ホームレスの人など、いずれも仕事を確保することが大変難しい、不利な立場にある人々などを表わし、日本ではざっと2,000万人はいるのではないかという話です。また、「通常のビジネス手法」とは、原則として公からの補助金を前提にせず、市場原理にのっとって品質の高い製造を行い、良質な商品を販売し、付加価値の高いサービスを提供していくことを表わします。このことは同時に、スタート時にはそれなりのリスクもともなうことになります。ゼンコロでいいますとすでに1964年当時、前会長の調一興が次の文を月報に寄せています。

「…たとえば東京コロニーの印刷部では、30数人の結核回復者が働いているが、公費の助成らしいものがない現状では、結核回復者ばかりが働いているということだけが特殊のいわゆる中小企業である。この事業体に作用する内的な、あるいは外的な要因は、間違いもなく資本主義(別名を自由主義という)的な、経済法則である。経営者はたえず市場や業界の動向に注意し、競争に負けないように新しい技術を導入し、設備もしていかなければならない。…」(全国コロニ一月報16号 昭和39年3月10日発行)と、事業を起こす過渡期の経営者の置かれている立場、心構えを持って事業にあたってきました。こうした心構えで法人の代々のトップが事業をまい進した結果、ゼンコロの会員法人は比較的事業規模を大きく伸ばしてきた所以でもあると思われます。

さらにソーシャル・ファームの大きな特徴として、全ての従業員は自分たちの雇用に対し、労働の相場、市場の相場によって支払われる形態をとっています。また、不利な立場にある人と、そのような立場にない人たちとは、全く同じ権利、義務を持つ(当事者が経営に参画する)ことで運営されています。つまり、自ら生計を立てるようにし、できる限り外から、政府等

の様々な機関から資金援助に頼らず自立できるようにすることが目標とされているようです。これは、障害者のための自立支援として、永年苦労して事業を積み重ねてきたゼンコロの法人からみても大変厳しい、その目標を実現させるための事業をどう創設するのかと、疑問を持つ方も少なくないと思われます。実は私も正直そう思っています。

3. ソーシャル・ファームが生まれた背景

ドイツでは精神病院を開放し、精神保健サービスをコミュニティで実施し始めたのが最初で、完全にボトムアップ方式で発展してきました。イタリアは、行政では問題を解決できない状況から、ソーシャル・コーポラティブが始まったとされています。その後「ヨーロッパ・ソーシャル・ファーム」(ESF)が生まれ、EUの中でソーシャル・ファームを促進する組織として機能しています。イギリスは現在1,000万人以上の障害者が暮しており、全世帯の4分の一以上に成人の障害者が1人以上いるといわれ、その人たちの所得は全国平均の60%で、障害者の失業率は増大しているとのこと。当地では障害者差別禁止法が導入されたことによって、サービスや雇用機会の面での差別は禁止され、障害を理由にサービスの提供、雇用機会が制限されることはなくなりましたが、現実的にはさらに地位向上(エンパワメント)を図っていく必要から、雇用の拡大のためソーシャル・ファームに注目し、推奨されるようになってきたようです。障害を持つ人たちを含めた人的資源を、今まで十分に使われていないという、リソースの観点からも見直されてきているようです。

さて、日本もそうですが、諸外国の多くは第二次大戦後、福祉国家を目指してやってきましたが、1970年代に壁にぶつかってしまいました。特に日本は1990年のバブル経済崩壊後、もう高度成長が望めなくなってきました。そこで出てきたのが新自由主義の考えで、大きい政府ではダメだ、みんな市場原理に基づいて競争していかなければならないという主張が世界を巻き込みましたが、果たしてそれだけでいいのか。その結果どうなったのか。貧困の増大や沈殿、また生きがいを喪失した若者や高齢者、障害者の方々が多くでていました。それではいけないと登場したのが労働の「第三の分野」です。ソーシャル・ファームはその一つに過ぎないのですが、働きがいのある人間らしい仕事「ディーセントワーク」(詳しくは、福岡コロニー・上野課長のレポートを参照してください)の考えと、裏表の関係にあるような気がします。このような第三の分

野によって社会を作っていく、これが新しい福祉国家になる可能性があると言われています。新しい潮流として今後、社会のあり方、国家のあり方にもつながっていく動きではないかとみている人もいます。

4. しごとの創設

それでは、以上のことを実現するための「しごとの場を創設する」が大変重要になってくるわけですが、実はここにこそ、冒頭の勝又会長の話しの中で述べられた「ヒューマンビジネス産業」に大きなヒントが隠されているように思えてなりません。日本のソーシャル・ファームは、日本でしかできないこと、日本だからできることを視点にして、政府や自治体、企業、地域の力など「社会のネットワーク」を活用して、介護支援、障害者の移動支援、相談支援業務、グループホームの運営、有機農法、園芸、リサイクル、梱包、流通、倉庫保管サービス、牧畜、森林管理、駐車場の管理、美術館の管理、公園管理、庁舎の清掃、ケータリング、調理、プリアカウンセラー、小さなスーパーマーケットの経営など、いろいろなものを試してみる、多種多様なものを試してみる。または、政府調達に自らを組み込むことを目指して活動してみる(国が行なっている、障害者や高齢者の職業相談、能力開発支援業務などは、現在の年間予算を大きく削減しても、民間の障害者団体で十分に対応できる等)。国際競争に曝されることが比較的少なく、国内生産できる分野も多いと思われます。一般の住民の方々の支えも大変重要で、例えば商品販売の場合、結局は買ってくれなければ事業は継続できませんので、同じような品質で価格も通常とそう変わらなければ買ってもいいという人は必ずでてきます。事業ごとの立地条件など最低限のマーケティングは必要かもしれませんが。それにしてもお客様の立場で言えば良い仕事をして欲しいのであって、障害者が作った、作らないは関係がないということだろうと思っています。購入した良い物の生産に障害者がかかわっていることを、結果として知っていただければお客様の満足度も倍加するのではないかとと思っています。

5. スタートと、成功させるために

興味のある人たちだけでもまず始めて、集まって、同じような関心を持つ他の人たちともっと話したり、お互いに情報交換したりすれば、興味深い結果が得られるとされていますが、スタートではあまり大げさな計画を立てず、地に足をつけた地道な活動を重ねることが大事と思われます。また、パイロット事業を複数

先行させ、その中で「これは」と思える事業になったとき、初めて「本気モード」(資金調達や事業環境を整える)と、段階を踏むことも必要でしょう。また、ソーシャル・ファームの中で成功しているところはどこであれ、非常に革新的な社会的起業家の指導者がいることです。ビジネスのことがわかっており、競争力の高い品質の高い商品、サービスを提供することの重要性も認識し、社会資本を最大限に活用する重要性を知っている、行動力あるリーダーが不可欠です。またその資質を持っていて、努力する姿勢を持った人が必要です。要するに、社会一般でも充分に通用する実力を持った人が、ソーシャル・ファームに必要なのだと言えるのではないのでしょうか。「社会資本」は、人とのつながり、協力、信頼感、障害者のある人の可能性も含みます。また、事業を成功させるためには3年から5年は期間としてみていくことが必要になると言われています。さらに、消費者と行政のバックアップ、市民の一般的な教育などを一つにした社会的ネットワーク(コンソーシアム)の形成も、事業を発展させる大きな原動力となると言われています。

6. 終わりに

以上をみて考えてみますと、ソーシャル・ファームの事業は、ゼンコロの歴史、事業実績と多くがオーバーラップしているような気がしますし、実際に事業面ですでに着手している部分も多く、そうした意味ではゼンコロの会員法人の事業もソーシャル・ファームの成功例と捉えてもおかしくないと思っています。それでは、ゼンコロのやってきた事業とソーシャル・ファームはどこが違うのかといいますと、全ての従業員は雇用されていること、不利な立場にある人と、そうでない人たちとは全く同じ権利、義務を持っていること、公費助成を前提としないところなどが大きく異なっていると思われます。しかし公費助成でいえば、

実際には事業スタート時の運転資金は必要ですし、リスクも抱えなければならぬわけですので、国によって様々な法による支援、助成制度があることも事実です。そうしたものを「社会資本」として充分な活用を図っていくことも求められる気がします。また、財団などの民間セクターからの協力や、企業による「社会的責任投資」(SRI 儲からなくてもいいから、公益的事業に社会貢献の立場から投資すること)で資金を得ることも行なわれているようです。日本では2,000億円が投資されていると言われていますが、アメリカでは220兆円。相当な開きがまだまだあるようです。こうした財団、企業に対して、こちら側の企画提案力、実行力など信用される力を持つことが問われるのだろーと思います。また実際には日本各地で「ソーシャル・ファーム」と言わなくてもこれと同じようなことはすでにやっているところも多く見受けられるようです。

ゼンコロは、2009年度から新しい組織体制をスタートさせ、その中で「事業プロジェクト」も新たな取り組みの検討を始めています。このプロジェクトの課題は、従来の印刷事業の安定化に寄与する方法を模索するとともに、新しい事業の展開も役割として持っています。この活動に大きな期待がかかるころですが、全国の先進事例、成功事例を実際にできるだけ見て真剣に学ぶとともに、ソーシャル・ファームの考えも大変参考になるのではないかと思いますので、これを機会に勉強していただければと思っています。

最後に、不十分な点、勘違いしている点も多々あるかと思いますが、ご指摘いただけましたら幸いです。

出典：この小論は、ソーシャル・ワーク・ジャパン理事長の炭谷茂氏の各種の講演資料と、(財)日本障害者リハビリテーション協会による国際セミナー報告「各国のソーシャル・ファームに対する支援」(2007.1.28)の資料にお世話になっています。リハ協関係の資料は次のホームページをご参照ください。

<http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/conf/seminar20070128/index.html>

編集後記

先日、田園調布学園大学人間福祉学部准教授の引馬知子(ひくま ともこ)先生から、『EU・欧州統合研究-リスボン条約以後の欧州ガバナンス』(成文堂 2009年10月発行)を寄贈いただきました。

その中で引馬先生は「EU社会政策の多次元的展開と均等待遇保障—人々の多様性を尊重し活かす社会の創造に向けて」(226~249頁)という、大変興味深いタイトルの論文を書かれています。その冒頭で「人は元来、多様性に富んでいる。年齢、障害、人種や民族、信条や宗教、性的指向、性別、言語など、これら“変えることが困難な属性”は、その人と社会のかかわり方を、往々にして相当程度規定する。均等ではない扱い(差別/区別)は、時に社会的に不利な状況や排除を生み出す。一方、多様性は社会の力でもある。すべての人が主体的に社会参加できるように、多くの開かれた機会を提供するにはどうしたらよいのだろうか。これを可能にするのは、どのような社会だろうか。」

少し引用が長くなりましたが、こういう視点でこそ、研究・学問が社会に活かされると個人的につくづく思っています。この出だしで始まり、その後EUにおける均等待遇保障の変遷と最新の均等法の、加盟各国の現在の対応について丁寧に記述しており、非常に参考になりました。特に今後、日本障害者協議会が主催する社会支援雇用研究会がまとめようとしている、社会支援雇用(保護雇用)制度の提言、創設の重要な根拠として、ヨーロッパを中心とした海外実態調査を来年度に予定しており、それにゼンコロも人的、資金的に支援していくことが11月の拡大理事会で承認されたことから、大変興味深く読ませていただいた次第です。論文の本筋からははずれますが、EUが加盟各国の公用語をEUの公用語にすることで、EU組織内の翻訳体制を充実させていることは初めて知りました。また、欧州司法裁判所による個別の差別裁判の結果が、EUの社会政策の発展に影響する機能を持っていることに、正直うらやましい気もしました。本来裁判所はそうあるべきなのでしょうが。なお引馬先生は、法政大学の松井先生が座長の「福祉的就労に労働法規を適用する検討委員会」で委員もやっておられる、EU研究のエキスパートと伺っております。





MP-5000
マルチカードプリンタ



MP-2100
高品位名刺はがきプリンタ



MP-300
名刺専用プリンタ



MP Master
専用組版アプリケーションソフト





株式会社 **ムサシ** 〒104-0061 東京都中央区銀座8-20-36 第二営業本部 <http://www.musashinet.co.jp/>



DYNIC (製造元)

東京第二支店 03-3546-7716
札幌支店 011-708-3541

仙台支店 022-227-9185
東関東支店 043-202-7561

神静支店 045-461-3400
北関東支店 048-640-5795

名古屋支店 052-581-7307
大阪支店 06-6745-1634

中四国支店 082-232-9261
福岡支店 092-282-6301

FUJIFILM

最近、貴様が付きました
余分なものもつきました

ぼろぼろになる人に
メタバリア

① エンジンが
壊れた...
② 食生活が
不規則...
③ 睡眠が
浅い...
④ 運動が
少ない...
⑤ 外食が多い...

(約)90日分 [360粒]
(約)30日分 [120粒]

元気を内から守る
アスタキサンチンと仲間たち

見えにくいダメージが気になる人に
オキシバリア

① イライラを
感じやすい...
② 肌の
年齢以上に
荒れる...
③ お酒を
よく飲む...
④ 外食が多く
脂質が多い...
⑤ 睡眠が浅い...
⑥ 運動不足...
⑦ 年齢が
進んでくると
感じる...

(約)90日分 [180粒]
(約)30日分 [60粒]

ピンと弾む、上向き美肌へ
ASTALIFT

左から
サプリメント/クレンジングジェル/クリーム/リキッドソープ/ホウチニンゲス
エッセンス/ローション/ディプロテクター/ドリンク

健やかな輝きが、満ちてくる。
nanofilt

左から
クリアソープ/クレンジングジェル/ローションI(さっぱり)/エマルジョンI(さっぱり)
ローションII(しっとり)/エマルジョンII(しっとり)/ディプロテクター

富士フイルム グラフィックシステムズ株式会社 商品のお問い合わせ/電話 0120-596-221 株式会社 富士フイルムヘルスケア ラボラトリー

福祉施設の企画・総合計画・改造計画・設計監理



一 確かな経験と豊富な実績一

昭和44年の創業以来、北海道から沖縄まで全国各地に600件の公立・民間の福祉・医療施設建設を手がけた、数多くの経験と実績があります。施設の移転計画、増改築計画等、どんなことでもお気軽にご相談ください。計画・申請から設計・監理にいたるまで一貫したお手伝いをさせていただきます。

株式会社 新環境設計
代表取締役 平松良洋

〒113-0033 東京都文京区本郷4-10-7 本郷MKビル
TEL. 03-5800-0321 FAX. 03-5800-0505
<http://www.shinkankyo.co.jp>

ゼンコロ出版物のご案内



「わがまちの障害福祉計画」

財団法人日本障害者リハビリテーションの協力を得て、同協会発行の『ノーマライゼーション』に連載されている44自治体の「わがまちの障害福祉計画」シリーズをまとめた。地域における障害者福祉計画研究の必読の書。

2009年2月発行 定価1,000円

「障害者の就労支援と国際基準 — ILO159号条約違反の提訴への回答と今後の対応 —」

「日本の障害者雇用政策はILO159号条約に違反している」と、全国福祉保育労働組合が2007年8月15日ILOに申し立てた問題で、委員会を設けて審査していたILOの報告書が2009年3月末に公表された。それに対する見解を同労組がまとめた。ILOは「条約違反」という直接的な言葉こそ使わなかったが、授産施設で働く障害者にも労働法を適用することの必要性を示唆し、障害者自立支援法で働く場に利用者負担が導入されたことへの懸念も示している。

2009年6月発行 定価500円



「障害者の就労支援と国際基準 — ILO159号条約違反の提訴への回答と今後の対応 —」

発行 全国福祉保育労働組合

(お申込はゼンコロ事務局まで)

一九九二年四月十七日第三種郵便物認可(毎月三回七の日発行)

発行人 障害者団体定期刊行物協会 東京都世田谷区砧6-26-21 頒価百円
 編集人 社団法人 ゼンコロ (購読料は、会員法人が納める会費に含まれている)
 東京都中野区江原町2-6-7